

安平町告示第107号

安平町農業振興地域整備計画（平成23年1月28日策定）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により告示し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次により縦覧に供する。

当町の住民は、同項の規定により、縦覧に供された当該農業振興地域整備計画の変更案について町に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、令和7年10月6日の翌日から起算して15日以内に町にこれを申し出ることができる。

令和7年9月19日

安平町長 及川 秀一郎

1. 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和7年9月19日

至 令和7年10月6日

2. 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

勇払郡安平町早来大町95番地

安平町役場総合庁舎 産業振興課

安平町ホームページ

3. 意見書の提出方法等

意見書は、日本語に限り、郵送、ファックス又はインターネットによる提出とする。

意見書には、個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人にあっては法人名、代表者名及び事務所の所在を記載すること。

なお、農業振興地域整備計画の変更案以外に対しては、意見書を提出できない。

4. 意見書の処理等

意見書に対する個別の回答は行わず、農業振興地域整備計画を告示する際に意見の要旨及び処理結果をあわせて告示する。

なお、意見書の内容を公表する場合があるが、特定の個人が識別しうる

個人情報、財産権等を害するおそれがある場合は、公表の際に当該箇所を伏せることがある。

5. 異議申出の方法等

異議の申し出は、日本語に限り、書面による提出とする。

書面には、個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人にあっては法人名、代表者名及び事務所の所在を記載すること。

なお、農業振興地域整備計画の変更案に係る農用地利用計画以外に対しては、異議を申し出ることができない。